

VIII その他融資取扱上の参考事項

1 公庫業務の
委託

公庫（農林水産事業）は、借入者の利便性を図り、融資業務を円滑に行うために、全国の金融機関に業務の一部を委託しています。

直貸と委託貸

公庫資金（農林水産事業）には、公庫（農林水産事業）が直接、借入者に融資する直接貸付（直貸）と、公庫（農林水産事業）から業務の委託を受けた受託金融機関を通じて借入者に融資する委託貸付（委託貸）があります。

業務委託方式別
資金名

公庫資金（農林水産事業）の業務委託方式は、次表のとおりです。

委託方式	対象資金
C方式	(1) 農業経営基盤強化資金 (2) 農業改良資金 (3) 青年等就農資金 (4) 経営体育成強化資金（経営改善計画において負債整理資金を含む場合を除きます。） (5) 畜産経営環境調和推進資金 (6) 林業構造改善事業推進資金 (7) 漁業経営改善支援資金 (8) 漁業経営安定資金 (9) 振興山村・過疎地域経営改善資金 (10) 農林漁業施設資金（共同利用施設及び主務大臣指定施設（農業施設、林業施設、水産施設、農山漁村経営改善対策事業に係る施設、災害復旧施設、産業動物に係る診療施設）に係るものに限りします。） (11) 農林漁業セーフティネット資金（社会的又は経済的環境の変化等に係るものに限りします。） (12) 食品流通改善資金 (13) 新規用途事業等資金 (14) 中山間地域活性化資金 (15) 食品安定供給施設整備資金 (16) 特定農産加工資金 (17) 水産加工資金 (18) 農業競争力強化支援資金 (19) 農林水産物・食品輸出基盤強化資金 (20) スマート農業技術活用促進資金 (21) 林業基盤整備資金（災害を除きます。） (22) 林業経営育成資金 (23) 漁業基盤整備資金（災害、都道府県営事業を除きます。） (24) 森林整備活性化資金 (25) 農業基盤整備資金 (26) 担い手育成農地集積資金 以上いずれも資金の種類ごとに1貸付先当たり（転貸資金については1転貸先ごとに）既往C方式貸付金残高を含め原則として10億円までがC方式による取扱限度額です。 ただし、農林漁業施設資金（農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の改良、造成、復旧又は取得に係るものであって、貸付けの相手方が農業協同組合又は農業協同組合連合会であるものに限りします。）にあつては、貸付案件1件当たり10億円までがC方式による取扱限度額です。 なお、農業基盤整備資金及び担い手育成農地集積資金には、取扱限度額はありません。
D方式	(1) 経営体育成強化資金（経営改善計画において負債整理資金を含む場合に限りします。） (2) 農林漁業セーフティネット資金（災害又は法令に基づく処分等に係るものに限りします。）
E方式	(1) 公有林造林 (2) 公有牧野 (3) 公有林分収育林取得 なお、E方式の受託金融機関は、地方公共団体金融機構のみです。

2 10 年経過ごと金利見直し制度及び繰上償還手数料制度の概要

(1)対象資金及び対象者

委託方式	対象資金
G方式	農業協同組合（所定の条件に該当する場合に限ります。）の取扱いとして貸付けするC及びD方式で指定する資金（C方式で指定する資金の取扱限度額はC方式対象資金と同じです。）。
H方式	公庫の直接貸付けに係る窓口業務を受託金融機関が行うC及びD方式で指定する資金（C方式で指定する資金の取扱限度額はC方式対象資金と同じです。）

対象資金	対象者
農林漁業施設資金（共同利用施設）	常時使用する従業員数が21人以上の者 ただし、農林漁業者又は農林漁業者が組織する法人若しくは団体にあっては、病院の施設の取得等農林水産物の生産、流通、加工又は販売に直結しない共同利用施設に係る事業を実施する場合に限る。
塩業資金 食品流通改善資金 新規用途事業等資金 中山間地域活性化資金 食品安定供給施設整備資金 特定農産加工資金 水産加工資金 農業競争力強化支援資金 農林水産物・食品輸出基盤強化資金 スマート農業技術活用促進資金	常時使用する従業員数が21人以上の者 ただし、農林漁業者又は農林漁業者が組織する法人若しくは団体であって、主として自ら又は傘下農林漁業者が生産した農林水産物の加工流通を行うために借り入れる場合を除く。

(2)10 年経過ごと金利見直し制度

貸付実行時までに、「固定方式」又は「金利見直し方式」のいずれかを選択できます。

「固定方式」

最終償還期限まで貸付実行時の利率を適用する方式

「金利見直し方式」

貸付契約日から10年経過ごとにその応当日の前日以降最初に到来する約定払込期日の翌日に利率を見直し、同日における当該資金の利率を適用する方式

ただし、見直し後の利率の下限は、貸付契約時において適用される公庫資金の最優遇金利となります。

また、見直し後の利率の上限は、契約時における当該資金制度の法定上限利率となります。

（注）貸付実行時に選択された方式は、最終償還期限まで変更できません。

(3)繰上償還手数料制度

借入者の都合により繰上償還する場合には、次の計算式による繰上償還手数料をお支払いいただきます。

【計算式】

- (a) 繰上償還手数料＝繰上償還元金×金利差×最終償還期限までの残期間×1／2
金利見直し制度を選択した場合は、次のbにより算出した金額が上記aにより算出した金額を下回るときは、bの算式による金額を繰上償還手数料とします。
- (b) 繰上償還手数料＝繰上償還元金×金利差×金利見直し日の前日までの残期間

(注) 1 この計算式は簡略式です。実際には借用証書特約条項に基づき計算されます。

2 金利差＝貸付実行利率（約定利率）－繰上償還時点の同一資金の利率
（したがって、繰上償還時点の同一資金の利率が貸付実行利率以上の場合には繰上償還手数料は発生しません。）

3 借入者が次のいずれかに該当する場合は、上記a又はbにより算出した金額を2倍した額が繰上償還手数料となります。**ただし、農林漁業者の組織する法人又は団体を除きます。**

- ① 小売業を主たる事業とする会社にあつては、資本の額又は出資の総額が5,000万円超かつ常時使用する従業員の数が50人超
- ② サービス業を主たる事業とする会社にあつては、資本の額又は出資の総額が5,000万円超かつ常時使用する従業員の数が100人超
- ③ 卸売業を主たる事業とする会社にあつては、資本の額又は出資の総額が1億円超かつ常時使用する従業員の数が100人超

令和6年11月18日現在

番号	文 書 の 種 類 (物 件 名)	印紙税額（1通又は1冊につき）	主な非課税文書
1	1 不動産、鉱業権、試掘権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書 (注) 1 試掘権とは、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第2条第8項（定義）に規定する試掘権をいいます。 2 無体財産権とは、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号及び著作権をいいます。 (例) 不動産売買契約書、不動産交換契約書、不動産売渡証書など 2 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書 (例) 土地賃貸借契約書、土地賃料変更契約書など 3 消費貸借に関する契約書 (例) 金銭借用証書、金銭消費貸借契約書など 4 運送に関する契約書 (注) 運送に関する契約書には、備船契約書を含み、乗車券、乗船券、航空券及び送り状は含まれません。 (例) 運送契約書、貨物運送引受書など	記載された契約金額が 10万円以下のもの 200円 10万円を超え 50万円以下のもの 400円 50万円を超え 100万円以下 " 1千円 100万円を超え 500万円以下 " 2千円 500万円を超え 1千万円以下 " 1万円 1千万円を超え 5千万円以下 " 2万円 5千万円を超え 1億円以下 " 6万円 1億円を超え 5億円以下 " 10万円 5億円を超え 10億円以下 " 20万円 10億円を超え 50億円以下 " 40万円 50億円を超えるもの 60万円 契約金額の記載のないもの 200円	記載された契約金額が 1万円未満（※） のもの ※ 第1号文書と第3号から第17号文書とに該当する文書で第1号文書に所属が決定されるものは、記載された契約金額が1万円未満であっても非課税文書となりません。
	上記の1に該当する「不動産の譲渡に関する契約書」のうち、平成26年4月1日から令和9年3月31日までの間に作成されるものは、記載された契約金額に応じ、右欄のとおり印紙税額が軽減されています。 (注) <u>契約金額の記載のないものの印紙税額は、本則どおり200円となります。</u>	記載された契約金額が 50万円以下のもの 200円 50万円を超え 100万円以下のもの 500円 100万円を超え 500万円以下 " 1千円 500万円を超え 1千万円以下 " 5千円 1千万円を超え 5千万円以下 " 1万円 5千万円を超え 1億円以下 " 3万円 1億円を超え 5億円以下 " 6万円 5億円を超え 10億円以下 " 16万円 10億円を超え 50億円以下 " 32万円 50億円を超えるもの 48万円	
2	請負に関する契約書 (注) 請負には、職業野球の選手、映画（演劇）の俳優（監督・演出家・プロデューサー）、プロボクサー、プロレスラー、音楽家、舞踊家、テレビジョン放送の演技者（演出家、プロデューサー）が、その者としての役務の提供を約することを内容とする契約を含みます。 (例) 工事請負契約書、工事注文請書、物品加工注文請書、広告契約書、映画俳優専属契約書、請負金額変更契約書など	記載された契約金額が 100万円以下のもの 200円 100万円を超え 200万円以下のもの 400円 200万円を超え 300万円以下 " 1千円 300万円を超え 500万円以下 " 2千円 500万円を超え 1千万円以下 " 1万円 1千万円を超え 5千万円以下 " 2万円 5千万円を超え 1億円以下 " 6万円 1億円を超え 5億円以下 " 10万円 5億円を超え 10億円以下 " 20万円 10億円を超え 50億円以下 " 40万円 50億円を超えるもの 60万円 契約金額の記載のないもの 200円	記載された契約金額が 1万円未満（※） のもの ※ 第2号文書と第3号から第17号文書とに該当する文書で第2号文書に所属が決定されるものは、記載された契約金額が1万円未満であっても非課税文書となりません。
	上記の「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるもので、平成26年4月1日から令和9年3月31日までの間に作成されるものは、記載された契約金額に応じ、右欄のとおり印紙税額が軽減されています。 (注) <u>契約金額の記載のないものの印紙税額は、本則どおり200円となります。</u>	記載された契約金額が 200万円以下のもの 200円 200万円を超え 300万円以下のもの 500円 300万円を超え 500万円以下 " 1千円 500万円を超え 1千万円以下 " 5千円 1千万円を超え 5千万円以下 " 1万円 5千万円を超え 1億円以下 " 3万円 1億円を超え 5億円以下 " 6万円 5億円を超え 10億円以下 " 16万円 10億円を超え 50億円以下 " 32万円 50億円を超えるもの 48万円	
3	約束手形、為替手形 (注) 1 手形金額の記載のない手形は非課税となりますが、金額を補充したときは、その補充をした人がその手形を作成したものとみなされ、納税義務者となります。 2 振出人の署名のない白地手形（手形金額の記載のないものは除きます。）で、引受人やその他の手形当事者の署名のあるものは、引受人やその他の手形当事者がその手形を作成したことになります。	記載された手形金額が 10万円以上 100万円以下のもの 200円 100万円を超え 200万円以下 " 400円 200万円を超え 300万円以下 " 600円 300万円を超え 500万円以下 " 1千円 500万円を超え 1千万円以下 " 2千円 1千万円を超え 2千万円以下 " 4千円 2千万円を超え 3千万円以下 " 6千円 3千万円を超え 5千万円以下 " 1万円 5千万円を超え 1億円以下 " 2万円 1億円を超え 2億円以下 " 4万円 2億円を超え 3億円以下 " 6万円 3億円を超え 5億円以下 " 10万円 5億円を超え 10億円以下 " 15万円 10億円を超えるもの 20万円	1 記載された手形金額が10万円未満のもの 2 手形金額の記載のないもの 3 手形の複本又は謄本
	①一覧払のもの、②金融機関相互間のもの、③外国通貨で金額を表示したもの、④非居住者円表示のもの、⑤円建銀行引受手形	200円	
4	株券、出資証券若しくは社債券又は投資信託、貸付信託、特定目的信託若しくは受益証券発行信託の受益証券 (注) 1 出資証券には、投資証券を含みます。 2 社債券には、特別の法律により法人の発行する債券及び相互会社の社債券を含みます。	記載された券面金額が 500万円以下のもの 200円 500万円を超え 1千万円以下のもの 1千円 1千万円を超え 5千万円以下 " 2千円 5千万円を超え 1億円以下 " 1万円 1億円を超えるもの 2万円 (注) 株券、投資証券については、1株（1口）当たりの払込金額に株数（口数）を掛けた金額を券面金額とします。	1 日本銀行その他特定の法人の作成する出資証券 2 譲渡が禁止されている特定の受益証券 3 一定の要件を満たしている額面株式の株券の無効手続に伴い新たに作成する株券

番号	文 書 の 種 類 (物 件 名)	印紙税額 (1 通又は1 冊につき)	主な非課税文書
5	合併契約書又は吸収分割契約書若しくは新設分割計画書 (注) 1 会社法又は保険業法に規定する合併契約を証する文書に限ります。 2 会社法に規定する吸収分割契約又は新設分割計画を証する文書に限ります。	4 万円	
6	定 款 (注) 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社又は相互会社の設立のときに作成される定款の原本に限ります。	4 万円	株式会社又は相互会社の定款のうち公証人法の規定により公証人の保存するもの以外のもの
7	継続的取引の基本となる契約書 (注) 契約期間が3か月以内で、かつ、更新の定めのないものは除きます。 (例) 売買取引基本契約書、特約店契約書、代理店契約書、業務委託契約書、銀行取引約定書など	4 千円	
8	預金証書、貯金証書	200円	信用金庫その他特定の金融機関の作成するもので記載された預入額が1万円未満のもの
9	倉荷証券、船荷証券、複合運送証券 (注) 法定記載事項の一部を欠く証書で類似の効用があるものを含みます。	200円	
10	保険証券	200円	
11	信 用 状	200円	
12	信託行為に関する契約書 (注) 信託証書を含みます。	200円	
13	債務の保証に関する契約書 (注) 主たる債務の契約書に併記するものは除きます。	200円	身元保証ニ関スル法律に定める身元保証に関する契約書
14	金銭又は有価証券の寄託に関する契約書	200円	
15	債権譲渡又は債務引受けに関する契約書	記載された契約金額が1万円以上のもの 200円 契約金額の記載のないもの 200円	記載された契約金額が1万円未満のもの
16	配当金領収証、配当金振込通知書	記載された配当金額が3千円以上のもの 200円 配当金額の記載のないもの 200円	記載された配当金額が3千円未満のもの
17	1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書 (注) 1 売上代金とは、資産を譲渡することによる対価、資産を使用させること（権利を設定することを含みます。）による対価及び役務を提供することによる対価をいい、手付けを含みます。 2 株券等の譲渡代金、保険料、公社債及び預貯金の利子などは売上代金から除かれます。 (例) 商品販売代金の受取書、不動産の賃貸料の受取書、請負代金の受取書、広告料の受取書など 2 売上代金以外の金銭又は有価証券の受取書 (例) 借入金受取書、保険金の受取書、損害賠償金の受取書、補償金の受取書、返還金の受取書など	記載された受取金額が 100万円以下のもの 200円 100万円を超え 200万円以下のもの 400円 200万円を超え 300万円以下 " 600円 300万円を超え 500万円以下 " 1千円 500万円を超え 1千万円以下 " 2千円 1千万円を超え 2千万円以下 " 4千円 2千万円を超え 3千万円以下 " 6千円 3千万円を超え 5千万円以下 " 1万円 5千万円を超え 1億円以下 " 2万円 1億円を超え 2億円以下 " 4万円 2億円を超え 3億円以下 " 6万円 3億円を超え 5億円以下 " 10万円 5億円を超え 10億円以下 " 15万円 10億円を超えるもの 20万円 受取金額の記載のないもの 200円 200円	次の受取書は非課税 1 記載された受取金額が5万円未満のもの 2 営業に関しないもの 3 有価証券、預貯金証書など特定の文書に追記した受取書
18	預金通帳、貯金通帳、信託通帳、掛金通帳、保険料通帳	1年ごとに 200円	1 信用金庫など特定の金融機関の作成する預貯金通帳 2 所得税が非課税となる普通預金通帳など 3 納税準備預金通帳
19	消費貸借通帳、請負通帳、有価証券の預り通帳、金銭の受取通帳などの通帳 (注) 18に該当する通帳を除きます。	1年ごとに 400円	
20	判 取 帳	1年ごとに 4千円	

都道府県別委託機関

R7.4.1現在

区分		C・D方式 【*印はC方式のみ契約機関（D方式資金は取扱不可）】							H方式 (別紙 参照)	
		信農連 ・農協	信漁連 ・漁協	銀 行		信 用 金 庫		信 用 組 合		
北海道		○	○	北海道、北洋	2	北海道、空知*、北門、伊達、北空知、日高*、渡島、道南うみ街*、旭川*、稚内*、留萌*、北星*、帯広、大地みらい*、北見*、網走*、遠軽*	17	北央、空知商工	2	84
東北	青 森		㊤	青森みちのく	1	東奥、青い森*	2			7
	岩 手	○	㊤	岩手、東北、北日本*	3	盛岡*、宮古*、一関*、北上*、花巻*	5			8
	宮 城		㊤	七十七、仙台	2	杜の都、石巻*	2			8
	秋 田			秋田、北都	2	秋田、羽後*	2	秋田県	1	15
	山 形			荘内、山形、きらやか	3	山形、米沢、鶴岡*、新庄*	4			16
	福 島		○	東邦、福島*、大東	3	会津*、郡山*、白河、須賀川、あぶくま、二本松、福島*	7	相双五城	1	5
関東	茨 城	○	㊤	常陽、筑波	2	水戸*、結城	2	茨城県	1	
	栃 木			足利、栃木	2	烏山*	1			4
	群 馬			群馬*、東和*	2	高崎、利根郡、しののめ	3			16
	埼 玉	○		埼玉りそな*、武蔵野*	2	埼玉県*、飯能*	2			
	千 葉		㊤	千葉、千葉興業*、京葉*	3	銚子、館山、佐原	3	房総、銚子商工	2	18
	東 京	○	㊤	みずほ*、三菱UFJ*、三井住友、東日本*、きらぼし*、整理回収機構*	6					1
	神 奈 川	○		横浜*、神奈川	2	横浜*、かながわ*	2			11
	山 梨	○		山梨中央*	1					
	長 野	○		八十二、長野*	2	長野*、松本、諏訪、飯田	4	長野県	1	2
	静 岡	○	㊤	静岡*、スルガ*、清水*	3	しずおか焼津*、浜松磐田*、三島、富士宮、富士、遠州	6			9
北陸	新 潟	○	㊤	第四北越、大光	2	三条*、新発田*、上越*、村上*	4	はばたき、協栄、塩沢、糸魚川	4	1
	富 山		㊤	北陸、富山*	2	富山、高岡、新湊*	3			14
	石 川	○	㊤	北國*	1	のと共栄*、はくさん*、興能*	3			
	福 井	○	㊤	福井*	1	福井、小浜	2			
東海	岐 阜	○		大垣共立*、十六	2	岐阜*、大垣西濃、高山、東濃*、関、八幡*	6	飛騨	1	7
	愛 知	○	㊤	あいち*、名古屋*	2	豊橋、岡崎、瀬戸*、豊川、碧海*、西尾*、蒲郡	7	豊橋商工、愛知県中央	2	16
	三 重	○	㊤	三十三*、百五*	2	北伊勢上野、桑名三重*、紀北*	3			7
近畿	滋 賀	○		滋賀*	1	滋賀中央、長浜、湖東	3	滋賀県	1	3
	京 都	○	○*	京都*	1	京都、京都中央*、京都北都	3			
	大 阪	○		りそな*、関西みらい*、池田泉州	3					3
	兵 庫	○	㊤	但馬*、みなと*	2	姫路*、尼崎*、但馬*、但陽	4			14
	奈 良	◎		南都*	1	奈良、大和*	2			
	和 歌 山	○	㊤	紀陽*	1	きのくに*	1			1
中国	鳥 取	○	㊤*	鳥取*	1	鳥取*、米子*	2			2
	島 根	◎	◎*	山陰合同*、島根	2	日本海*、島根中央*	2			1
	岡 山			中国*、トマト*	2	おかやま、水島*、玉島、備北、吉備	5	笠岡	1	1
	広 島	○	○	広島、もみじ	2	広島、呉、しまなみ*、広島みどり	4	広島市	1	1
	山 口	○	◎*	山口*	1	西中国*	1			2
四国	徳 島	○	○	阿波、徳島大正	2	徳島、阿南	2			5
	香 川	○	㊤*	百十四、香川	2	高松、観音寺*	2			1
	愛 媛	○	○	伊予、愛媛	2	愛媛、宇和島、川之江*	3			4
	高 知	○	㊤*	四国、高知	2	幡多	1			
九州	福 岡	○	㊤	福岡*、筑邦*、西日本シティ、北九州	4	筑後	1			19
	佐 賀	○	㊤	佐賀*、佐賀共栄	2					3
	長 崎		㊤	十八親和、長崎	2	たちばな	1			4
	熊 本			肥後、熊本	2	熊本、熊本第一、熊本中央、天草*	4			11
	大 分	○	◎	大分、豊和	2	大分みらい*	1	大分県	1	1
	宮 崎	◎	㊤	宮崎、宮崎太陽	2	宮崎第一*、高鍋	2			
鹿 児 島	○	㊤	鹿児島、南日本	2	鹿児島、鹿児島相互、奄美大島	3	鹿児島興業、奄美	2	13	
合 計		34	13		94		137		21	338

委託機関計（H方式のみ除く） 302 (A)【注1】

【注】 1. 上記の他、農林中央金庫（C・D方式）、信金中央金庫（C方式）及び地方公共団体金融機構（E方式）の3機関があります。

H方式のみ委託機関計 318 (B)

委託機関合計 620 A+B

2. ◎は県全域の信用事業を行う農協又は漁協です。なお、奈良県農協、島根県農協及び宮崎県農協の契約方式はG方式となります。
3. 銀行等の都道府県別区分は、本店所在地により表示しています。
4. 「H方式」とは、業務委託の内容の一つで、融資業務のうち顧客に対する窓口業務のみを委託しています。
5. ㊤は東日本信漁連、㊤はなぎさ信漁連、㊤は西日本信漁連、㊤は九州信漁連の本支店がある都道府県です。機関数には各1機関ずつ加えています。

別紙 H方式（農業協同組合）

R7. 4. 1現在

区分			名称
北海道			今金町、新函館、ようてい、新おたる、とうや湖、とまこまい広域、鶴川、びらとり、門別町、みついし、道央、北石狩、サツラク、いわみざわ、南幌町、月形町、ながぬま、そらち南、新砂川、たきかわ、北いぶき、きたそらち、るもい、あさひかわ、たいせつ、東神楽、比布町、上川中央、東川町、美瑛町、ふらの、北ひびき、道北なよろ、北はるか、北宗谷、東宗谷、宗谷南、帯広市川西、帯広大正、中札内村、更別村、忠類、大樹町、広尾町、芽室町、十勝清水町、新得町、鹿追町、音更町、士幌町、上士幌町、幕別町、十勝池田町、豊頃町、浦幌町、本別町、足寄町、陸別町、北オホーツク、オホーツクはまなす、佐呂間町、湧別町、えんゆう、きたみらい、津別町、美幌町、女満別町、オホーツク網走、小清水町、しれとこ斜里、釧路太田、浜中町、標茶町、摩周湖、阿寒、釧路丹頂、標津町、中標津町、計根別、道東あさひ、中春別
	81		
東北	青 森	6	青森、相馬村、十和田おいらせ、ゆうき青森、おいらせ、八戸
	岩 手	7	新岩手、岩手中央、花巻、岩手ふるさと、岩手江刺、いわて平泉、大船渡市
	宮 城	7	仙台、みやぎ登米、古川、加美よつば、新みやぎ、いしのまき、みやぎ仙南
	秋 田	13	かづの、あきた北、秋田たかのす、あきた白神、秋田やまもと、あきた湖東、秋田なまはげ、秋田しんせい、秋田おばこ、秋田ふるさと、こまち、うご、大潟村
	山 形	15	山形市、山形、天童市、さがえ西村山、みちのく村山、東根市、新庄市、もがみ中央、金山、山形おきたま、鶴岡市、庄内たがわ、余目町、庄内みどり、酒田市袖浦
	福 島	5	ふくしま未来、夢みなみ、東西しらかわ、会津よつば、福島さくら
関東	茨 城		
	栃 木	4	上都賀、下野、塩野谷、那須野
	群 馬	15	赤城橋、前橋市、高崎市、はぐくみ、北群渋川、多野藤岡、甘楽富岡、碓氷安中、あがつま、嬬恋村、利根沼田、佐波伊勢崎、新田みどり、太田市、邑楽館林
	埼 玉		
	千 葉	17	安房、いすみ、木更津市、君津市、長生、山武郡市、市原市、千葉みらい、八千代市、市川市、とうかつ中央、ちば東葛、成田市、富里市、西印旛、かとり、ちばみどり
	東 京		
	神 奈 川	11	横浜、セレサ川崎、よこすか葉山、さがみ、湘南、秦野市、かながわ西湘、厚木市、県央愛川、相模原市、神奈川つくい
	山 梨		
	長 野	1	中野市
北陸	静 岡	9	富士伊豆、清水、静岡市、ハイナン、掛川市、遠州夢咲、遠州中央、とびあ浜松、三ヶ日町
	新 潟		
	富 山	14	みな穂、黒部市、魚津市、アルプス、あおば、富山市、なのはな、いみず野、高岡市、氷見市、となみ野、なんと、いなば、福光
	石 川		
	福 井		
東海	岐 阜	7	ぎふ、西美濃、いび川、めぐみの、陶都信用、東美濃、飛騨
	愛 知	16	なごや、尾張中央、あいち尾東、愛知北、愛知西、あいち海部、あいち知多、あいち中央、西三河、あいち三河、あいち豊田、愛知東、蒲都市、ひまわり、愛知みなみ、豊橋
	三 重	7	三重北、鈴鹿、津安芸、みえなか、多気郡、伊勢、伊賀ふるさと
近畿	滋 賀	3	レーク滋賀、甲賀、グリーン近江
	京 都		
	大 阪	2	大阪泉州、いずみの
	兵 庫	14	兵庫六甲、あかし、兵庫南、みのり、兵庫みらい、加古川市南、兵庫西、相生市、ハリマ、たじま、丹波ひかみ、丹波ささやま、淡路日の出、あわじ島
	奈 良		
中国	和 歌 山	1	和歌山県
	鳥 取	2	鳥取中央、鳥取西部
	島 根		
	岡 山	1	晴れの国岡山
	広 島	1	ひろしま
四国	山 口	1	山口県
	徳 島	5	徳島市、東とくしま、徳島県、大津松茂、里浦
	香 川		
	愛 媛	3	うま、西宇和、えひめ南
九州	高 知		
	福 岡	17	宗像、粕屋、福岡市東部、福岡市、糸島、筑紫、筑前あさくら、みい、久留米市、三潞町、福岡大城、福岡八女、柳川、南筑後、北九州、田川、福岡京築
	佐 賀	3	佐賀県、唐津、伊万里市
	長 崎	4	長崎西彼、長崎県央、島原雲仙、ごとう
	熊 本	10	熊本市、玉名、鹿本、菊池地域、阿蘇、上益城、熊本宇城、八代地域、球磨地域、本渡五和
	大 分	1	大分県
九州	宮 崎		
	鹿 児 島	13	鹿児島みらい、いぶすき、南さつま、さつま日置、北さつま、鹿児島いずみ、あいら、そお鹿児島、あおぞら、鹿児島きもつき、肝付吾平町、種子屋久、あまみ
合 計			316

別紙 H方式（農業協同組合以外）

R7. 4. 1現在

区 分		信農連	信漁連・ 漁協	銀行		信用金庫		その他	
北海道		3	○			帯広、大地みらい	2		
東北	青 森	1		青森	1				
	岩 手	1		岩手	1				
	宮 城	1		仙台	1				
	秋 田	2		秋田、北都	2				
	山 形	1		荘内	1				
	福 島								
関東	茨 城								
	栃 木								
	群 馬	1				利根郡	1		
	埼 玉								
	千 葉	1				佐原	1		
	東 京	1						七島信用組合*	1
	神 奈 川								
	山 梨								
	長 野	1				飯田	1		
北陸	静 岡								
	新 潟	1		大光	1				
	富 山								
東海	石 川								
	福 井								
	岐 阜								
近畿	愛 知								
	三 重								
	滋 賀								
	京 都								
	大 阪	1						クボタクレジット*	1
	兵 庫								
中国	奈 良								
	和 歌 山								
	鳥 取		㊦						
	島 根	1				日本海	1		
四国	岡 山								
	広 島								
	山 口	1	○						
	徳 島								
九州	香 川	1	㊦						
	愛 媛	1		愛媛	1				
	高 知		㊦						
	福 岡	2	㊦	筑邦	1				
九州	佐 賀		㊦						
	長 崎		㊦						
	熊 本	1				天草	1		
	大 分								
九州	宮 崎		㊦						
	鹿 児 島		㊦						
合 計		22	1	3	9		7		2

(注) 1. *印はH方式のみ取扱金融機関（C・D方式の取扱不可）
2. ㊦は西日本信漁連、㊦は九州信漁連の本支店がある都道府県です。合計数には1機関加えております。

日本政策金融公庫農林水産事業 支店一覧

支店名	郵便番号	住所	電話番号
札幌支店	060-0001	札幌市中央区北一条西 2-2-2 北海道経済センタービル 4 階	011-251-1261
帯広支店	080-0010	帯広市大通南 9-4 帯広大通ビル 3 階	0155-27-4011
北見支店	090-0036	北見市幸町 1-2-2 2 2 2 階	0157-61-8212
青森支店	030-0861	青森市長島 1-5-1 AQUA 青森長島ビル 3 階	017-777-4211
盛岡支店	020-0024	盛岡市菜園 2-7-2 1 4 階	019-653-5121
仙台支店	980-8454	仙台市青葉区中央 1-6-3 5 東京建物仙台ビル 11 階	022-221-2331
秋田支店	010-0001	秋田市中通 5-1-5 1 北都ビルディング 4 階	018-833-8247
山形支店	990-0042	山形市七日町 3-1-9 山形商工会議所会館 3 階	023-625-6135
福島支店	960-8031	福島市栄町 6-6 福島セントランドビル 3 階	024-521-3328
水戸支店	310-0021	水戸市南町 3-3-5 5 5 階	029-232-3623
宇都宮支店	320-0813	宇都宮市二番町 1-3 1 5 階	028-636-3901
前橋支店	371-0023	前橋市本町 1-6-1 9 5 階	027-243-6061
さいたま支店	330-0802	さいたま市大宮区宮町 1-1 0 9-1 大宮宮町ビル 6 階	048-645-5421
千葉支店	260-0028	千葉市中央区新町 1 0 0 0 センシティタワー 1 4 階	043-238-8501
東京支店	100-0004	千代田区大手町 1-9-4 大手町フィナンシャルシティノースタワー 2 階	03-3270-9791
横浜支店	231-8831	横浜市中区南仲通 2-2 1-2 3 階	045-641-1841
新潟支店	950-0088	新潟市中央区万代 4-4-2 7 メットライフ新潟テレコムビル 3 階	025-240-8511
富山支店	930-0004	富山市桜橋通り 2-2 5 日進富山ビル 2 階	076-441-8411
金沢支店	920-0919	金沢市南町 6-1 朝日生命金沢ビル 5 階	076-263-6471
福井支店	918-8004	福井市西木田 2-8-1 福井商工会議所ビル 6 階	0776-33-2385
甲府支店	400-0031	甲府市丸の内 2-2 6-2 2 階	055-228-2182
長野支店	380-0816	長野市三輪田町 1 2 9 1 3 階	026-233-2152
岐阜支店	500-8844	岐阜市吉野町 6-3 1 岐阜スカイウィング 3 7 西棟 3 階	058-264-4855
静岡支店	420-0851	静岡市葵区黒金町 5 9-6 大同生命静岡ビル 6 階	054-205-6070
名古屋支店	450-0002	名古屋市中村区名駅 3-2 5-9 堀内ビル 6 階	052-582-0741
津支店	514-0021	津市万町津 1 3 3 3 階	059-229-5750

支店名	郵便番号	住所	電話番号
大津支店	520-0051	大津市梅林 1-3-10 滋賀ビル 4階	077-525-7195
京都支店	600-8009	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 101 アーバンネット四条烏丸ビル 4階	075-221-2147
大阪支店	530-0057	大阪市北区曽根崎 2-3-5 梅新第一生命ビルディング 8階	06-6131-0750
神戸支店	650-0044	神戸市中央区東川崎町 1-7-4 ハーバーランドダイヤニッセイビル 11階	078-362-8451
奈良支店	630-8115	奈良市大宮町 7-1-33 奈良センタービルディング 5階	0742-32-2270
和歌山支店	640-8158	和歌山市十二番丁 58 2階	073-423-0644
鳥取支店	680-0833	鳥取市末広温泉町 723 鳥取県 J A 会館 6階	0857-20-2151
松江支店	690-0887	松江市殿町 111 松江センチュリービル 7階	0852-26-1133
岡山支店	700-0904	岡山市北区柳町 1-1-27 TOCH ビル岡山市役所筋 9階	086-232-3611
広島支店	730-0031	広島市中区紙屋町 1-2-22 広島トランヴェールビルディング 6階	082-249-9152
山口支店	753-0077	山口市熊野町 1-10 ニューメディアプラザ山口 4階	083-922-2140
徳島支店	770-0856	徳島市中洲町 1-58 3階	088-656-6880
高松支店	760-0023	高松市寿町 2-2-7 いちご高松ビル 3階	087-851-2880
松山支店	790-0003	松山市三番町 6-7-3 5階	089-933-3371
高知支店	780-0834	高知市堺町 2-26 高知中央ビジネススクエア 3階	088-825-1091
福岡支店	812-0011	福岡市博多区博多駅前 3-21-12 7階	092-451-1780
佐賀支店	840-0816	佐賀市駅南本町 4-21 5階	0952-27-4120
長崎支店	850-0057	長崎市大黒町 10-4 4階	095-824-6221
熊本支店	860-0801	熊本市中央区安政町 4-22 4階	096-353-3104
大分支店	870-0034	大分市都町 2-1-12 5階	097-532-8491
宮崎支店	880-0805	宮崎市橘通東 3-6-30 4階	0985-29-6811
鹿児島支店	892-0843	鹿児島市千日町 1-1 センテラス天文館 5階	099-805-0511

発 行 (株)日本政策金融公庫農林水産事業本部 融資企画部

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-4 ☎ (03) 3270-3154

